2　1の規定により双方の締約者の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。

(a)　当該個人は、その使用する恒久的住居が所在する締約者の居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約者内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的関係がより密接な締約者（重要な利害関係の中心がある締約者）の居住者とみなす。

(b)　その重要な利害関係の中心がある締約者を決定することができない場合又はその使用する恒久的住居をいずれの締約者内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が所在する締約者の居住者とみなす。

(c)　その常用の住居を双方の締約者内に有する場合又はこれをいずれの締約者内にも有しない場合には、両締約者の権限のある当局は、合意によりその事案を解決する。

第十三条　退職年金

次条2の規定が適用される場合を除くほか、締約者の居住者が受益者である退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該締約者においてのみ租税を課することができる。

第十四条　政府職員

1　一方の締約者又は一方の締約者の地方政府若しくは地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約者又は当該一方の締約者の地方政府若しくは地方公共団体によって支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該役務が他方の締約者内において提供され、かつ、当該個人が当該他方の締約者の居住者であって、専ら当該役務を提供するため当該他方の締約者の居住者となった者でないものである場合には、その給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約者においてのみ租税を課することができる。もっとも、当該役務が他方の締約者内において提供され、かつ、当該個人が当該他方の締約者の居住者であって、専ら当該役務を提供するため当該他方の締約者の居住者となった者でないものである場合には、その給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約者においてのみ租税を課することができる。

2　1の規定にかかわらず、一方の締約者又は一方の締約者の地方政府若しくは地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約者若しくは当該一方の締約者の地方政府若しくは地方公共団体によって支払われ、又は当該一方の締約者若しくは当該一方の締約者の地方政府若しくは地方公共団体が拠出し、若しくは設立した基金から支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約者においてのみ租税を課することができる。

3　1及び2の規定は、一方の締約者又は一方の締約者の地方政府若しくは地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務につき支払われる給料、賃金、退職年金その他これらに類する報酬については、適用しない。

第十五条　学生

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約者内に滞在する学生又は事業修習者であって、現に他方の締約者の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約者の居住者であったものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付（当該一方の締約者外から支払われるものに限る。）については、当該一方の締約者においては、租税を課することができない。この条に定める租税の免除は、事業修習者については、当該一方の締約者内において最初に訓練を開始した日から一年を超えない期間についてのみ適用する。

第十六条　二重課税の除去

1　日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令の規定に従い、日本国の居住者がこの章の規定に従ってジャージーにおいて租税を課される所得をジャージー内から取得する場合には、当該所得について納付されるジャージーの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する部分を超えないものとする。

2　ジャージー以外の国において納付される租税をジャージーの租税から控除することに関するジャージーの法令の規定に従い、ジャージーの居住者がこの章の規定に従って日本国において租税を課される所得を日本国内から取得する場合には、当該所得について納付される日本国の租税の額は、当該居住者に対して課されるジャージーの租税の額から控除する。ただし、控除の額は、ジャージーの租税の額のうち当該所得に対応する部分を超えないものとする。

第四章　特別規定

第十七条　相互協議手続

1　一方又は双方の締約者の措置により前章の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けることになると認める者は、その事案について、当該一方又は双方の締約者の法令に定める救済手段とは別に、第十二条の規定により自己が居住者とされる締約者の権限のある当局に対して、申立てをすることができる。当該申立ては、前章の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

2　一方の締約者の権限のある当局は、1に規定する申立てを正当と認めるが、自ら満足すべき解決を与えることができない場合には、前章の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約者の権限のある当局との合意によってその事案を解決するよう努める。成立した全ての合意は、両締約者の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3　両締約者の権限のある当局は、この協定の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によって解決するよう努める。

4　両締約者の権限のある当局は、2及び3に規定する合意に達するため、直接相互に通信することができる。

第五章　最終規定

第十八条　見出し

この協定中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第十九条　効力発生

1　この協定は、両締約者のそれぞれの法令上の手続に従って承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2　この協定は、この協定が効力を生ずる日以後に課される租税について適用する。

3　2の規定にかかわらず、第三章の規定は、次のものについて適用する。

(a)　源泉徴収される租税に関しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に租税を課される額

(b)　源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

第二十条　終了

1　この協定は、一方の締約者によって終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約者も、この協定の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに、他方の締約者に対し書面による終了の通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。この場合には、この協定は、次のものについて適用されなくなる。

(a)　源泉徴収される租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に租税を課される額